

第86回組合会開催

平成24年3月7日(水)

- 平成24年度事業計画・予算等決定
- 表彰(退任議員・退職支部職員)

新潟県建築国民健康保険組合第86回組合会



新建
国保
だより

●発行所

新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856~8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人

理事長 吉田 秀夫

第86回組合会は、3月7日(水)午後12時30分より新潟東映ホテルで開催されました。古川理事(頸南)の司会、松田副理事長の開会挨拶、物故者に対する黙祷、吉田理事長の挨拶の後、瀧澤議長(魚沼)・小林副議長(上越北)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

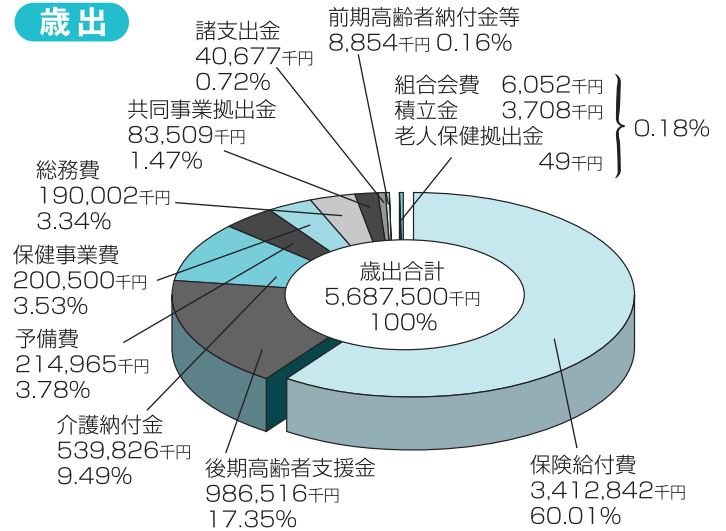
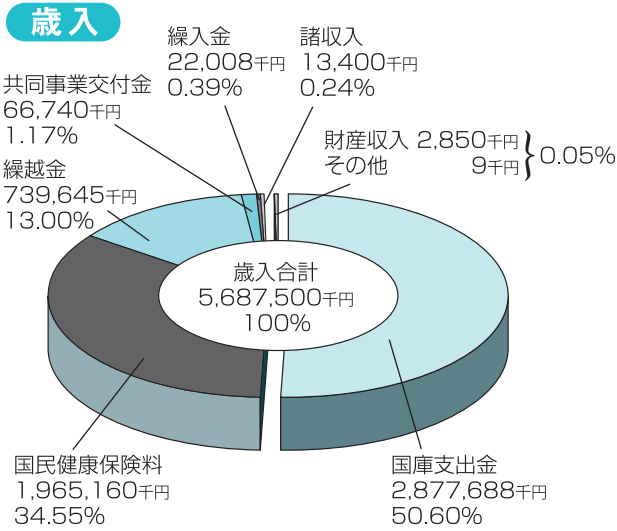
議 事 内 容

- 報告第1号 組合会議員の異動報告について
- 報告第2号 平成23年度事業実績中間報告について
- 議案第1号 平成23年度歳出補正予算について
- 議案第2号 平成24年度事業計画について
- 議案第3号 平成24年度歳入歳出予算について



議事終了後、協議・報告事項を了承、富永副理事長の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。

平成24年度 歳入歳出予算



歳入			
款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		1,965,160	34.55
	1.国民健康保険料	1,965,160	34.55
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,877,688	50.60
	1.国庫負担金	13,661	0.24
	2.国庫補助金	2,864,027	50.36
6.前期高齢者交付金		2	0.00
	1.前期高齢者交付金	2	0.00
7.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
8.共同事業交付金		66,740	1.17
	1.共同事業交付金	66,740	1.17
9.財産収入		2,850	0.05
	1.財産運用収入	2,850	0.05
10.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
11.繰入金		22,008	0.39
	1.特別積立金繰入金	1	0.00
	2.給付費支払準備積立金繰入金	1	0.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	1	0.00
	4.後期高齢者医療積立金繰入金	1	0.00
	5.保健事業積立金繰入金	6,000	0.11
	6.業務電算化積立金繰入金	16,000	0.28
	7.会館償却費積立金繰入金	1	0.00
	8.役員退職積立金繰入金	1	0.00
	9.職員退職積立金繰入金	1	0.00
	10.備品再取得積立金繰入金	1	0.00
12.繰越金		739,645	13.00
	1.繰越金	739,645	13.00
13.諸収入		13,400	0.24
	1.延滞金及び過怠金	2	0.00
	2.預金利子	4,000	0.07
	3.受託事業収入	1	0.00
	4.雑入	9,397	0.17
歳入合計		5,687,500	100.00

歳出			
款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		6,052	0.08
	1.組合会費	6,052	0.08
2.総務費		190,002	3.34
	1.総務管理費	120,906	2.13
	2.徴収費	66,922	1.18
	3.趣旨普及費	2,174	0.04
3.保険給付費		3,412,842	60.01
	1.療養諸費	3,005,475	52.84
	2.高額療養費	290,929	5.12
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	68,181	1.20
	5.葬祭諸費	5,050	0.09
	6.傷病手当金	40,171	0.71
	7.出産手当金	3,000	0.05
4.後期高齢者支援金		986,516	17.35
	1.後期高齢者支援金等	986,516	17.35
5.前期高齢者納付金等		8,854	0.16
	1.前期高齢者納付金等	8,854	0.16
6.老人保健拠出金		49	0.00
	1.老人保健拠出金	49	0.00
7.介護納付金		539,826	9.49
	1.介護納付金	539,826	9.49
8.共同事業拠出金		83,509	1.47
	1.共同事業拠出金	83,509	1.47
9.保健事業費		200,500	3.53
	1.特定健康診査等事業費	45,523	0.81
	2.保健事業費	154,977	2.72
10.積立金		3,708	0.07
	1.積立金	3,708	0.07
11.諸支出金		40,677	0.72
	1.償還金及び還付加算金	40,677	0.72
12.予備費		214,965	3.78
	1.予備費	214,965	3.78
歳出合計		5,687,500	100.00

平成24年度 新潟県建築国民健康保険組合事業計画

1. 基本方針

国保組合を取り巻く情勢は、国の補助金の見直しと新しい高齢者医療制度の問題が未決着で、また27年に予定の「番号制度」などの大きな変革も控えています。こうした中で、建築国保は被保険者の健康の保持・増進を図る為の保健事業の展開と、万一の病気の時も安心して医療を受けられる体制を保持し、保険者機能の強化と独自性を発揮してまいります。

また、高齢化が進む中で、後期高齢者医療制度と介護保険制度に係る組合拠出金は毎年確実に増加し、一人当たりの保険者負担も20年度と比べそれぞれ約1万円の増加となっております。それに伴い保険料の値上げをお願いすることはやむを得ないところですが、当組合はこれまでのところ保険料の確実な収納と、一人当たり医療費が比較的低いことなども幸いし、保険料の値上げを回避でき、平成24年度も引き続き保険料額を据え置くことになりました。

今後、国でいかなる制度改正がなされようと、組合として健全な事業展開が継続できるよう一層の基盤強化に努めます。

2. 重要事項

1. 被保険者の加入促進
2. 財政基盤の安定と充実強化
3. 適用の適正化の推進と法令遵守
4. 医療費適正化の推進
5. 保健事業の充実
6. 特定健診・特定保健指導の目標達成

感謝状被贈呈者

議員(1名)

(表彰規定第2条2号)

氏名	支部名	在任期間	在任年数
山岸 健二	新潟	平成13年4月1日～平成24年1月22日	10年10ヶ月

「表彰規定第2条2号」組合の役員または組合会議員を2期または4年以上勤めた者

支部職員(1名)

(表彰規定第2条4号)

氏名	支部名	勤続期間	勤続年数
小笠原 八代子	糸魚川	平成2年2月1日～平成23年8月31日	21年7ヶ月

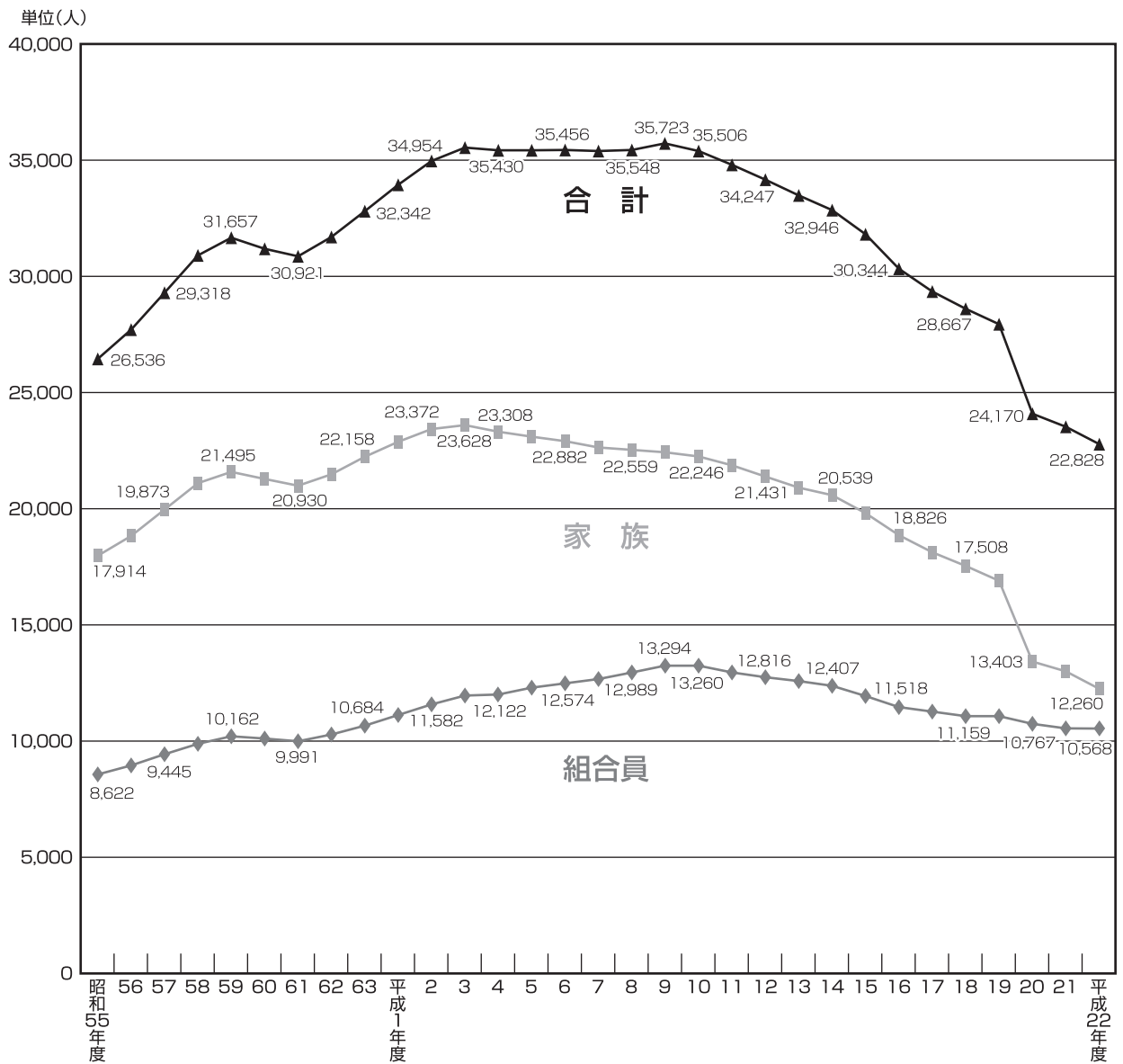
「表彰規定第2条4号」支部職員であって国保業務に10年以上携わった者

3. 事業内容

(1) 事業期間 (自)平成24年4月1日～ (至)平成25年3月31日

(2) 被保険者数 組合員である被保険者 9,043人
 組合員以外の被保険者 11,146人
 合計 20,189人 (介護保険対象者 9,316人)

年間平均被保険者数の年度別推移



(3) 保 険 料

区 分	説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	月 額									
組 合 員	1 級 事 業 主	従 業 員 を 使 用 し て い る 事 業 主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主 親子で一つの事業を行っている主たる者	11,800円	1,700円	2,000円	15,500円 ※(13,500円)								
	2 級 一 人 親 方	従 業 員 を 使 用 し て い な い 事 業 主 労働者を使用する日数が年間100日未満 の事業主	9,800円	1,700円	2,000円	13,500円 ※(11,500円)								
		法 人 役 員					法 人 の 代 表 者 以 外 の 役 員							
	3 級 従 業 員	事 業 主 の 雇 用 証 明 書 を 提 出 し た 者 親子で一つの事業を行っている従たる者	8,800円	1,700円	2,000円	12,500円 ※(10,500円)								
	4 級 25歳未満	2 5 歳 未 満 の 組 合 員	4,300円	1,700円	—	6,000円								
5 級 後期高齢者	7 5 歳 以 上 の 組 合 員	3,000円	—	—	3,000円									
家 族	家 族	2,300円 賦課限度5人	1,600円 賦課限度5人	1,100円 賦課限度3人	5,000円 ※(3,900円)									
<p>※月額()は介護2号被保険者(40歳から64歳)以外の保険料</p> <p>※賦課限度額</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="padding-right:20px;">基礎賦課額</td> <td style="text-align:right;">279,600円</td> <td style="text-align:right;">(市町村51万円)</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等賦課額</td> <td style="text-align:right;">116,400円</td> <td style="text-align:right;">(市町村14万円)</td> </tr> <tr> <td>介護納付金賦課額</td> <td style="text-align:right;">63,600円</td> <td style="text-align:right;">(市町村12万円)</td> </tr> </table> <p>※後期高齢者支援金等賦課額 0歳～74歳の方が納付する</p> <p>※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40～64歳迄の方)が納付する。</p> <p>※75歳以上組合員に対する「特例制度」希望により資格を継続。</p>						基礎賦課額	279,600円	(市町村51万円)	後期高齢者支援金等賦課額	116,400円	(市町村14万円)	介護納付金賦課額	63,600円	(市町村12万円)
基礎賦課額	279,600円	(市町村51万円)												
後期高齢者支援金等賦課額	116,400円	(市町村14万円)												
介護納付金賦課額	63,600円	(市町村12万円)												

(4) 療 養 給 付

I 療養の給付負担割合

区 分	給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義務教育就学前児童 (注1)	8 割	2 割
就学児以降70歳未満	7 割	3 割
70歳以上 (注3)	一 般	8 割
	現役並み所得者	7 割
		2 割 (注2)
		3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 平成24年4月から平成25年3月までの一年間の窓口負担は1割

(注3) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

70歳未満	所得区分		自己負担限度額 ※1
	上位所得者		150,000円 [83,400円] 医療費が500,000円を超える場合 + ((医療費) - 500,000円) × 1%
	一般		80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + ((医療費) - 267,000円) × 1%
	低所得者 (住民税非課税者)		35,400円 [24,600円]

70歳以上	所得区分		自己負担限度額	
			外来 (個人ごと)	入院 (世帯単位)
	現役並み所得者		44,400円	80,100円 [44,400円] 医療費が267,000円を超える場合 + ((医療費) - 267,000円) × 1%
	一般		12,000円	44,400円
	低所得者 (住民税非課税者)	I	8,000円	24,600円
II		15,000円		

75歳到達時特例対象療養(※2)に該当する場合

70歳未満	所得区分		自己負担限度額
	上位所得者		75,000円 [41,700円] 医療費が250,000円を超える場合 + ((医療費) - 250,000円) × 1%
	一般		40,050円 [22,200円] 医療費が133,500円を超える場合 + ((医療費) - 133,500円) × 1%
	低所得者 (住民税非課税者)		17,700円 [12,300円]

70歳以上	所得区分		自己負担限度額	
			外来 (個人ごと)	入院 (世帯単位)
	現役並み所得者		22,200円	40,050円 [22,200円] 医療費が133,500円を超える場合 + ((医療費) - 133,500円) × 1%
	一般		6,000円	22,200円
	低所得者 (住民税非課税者)	I	4,000円	12,300円
II		7,500円		

※1 金額は、一月当たりの限度額。〔 〕内の金額は、多数該当(過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。

※2 75歳到達時特例対象療養は、「被保険者が75歳に到達した月において当該被保険者が受けた療養」及び「被用者保険の被保険者が75歳に到達する月において、国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被保険者の被扶養者であったものが、その月に受けた療養」のことをいう。(月の初日に医療保険の種類の変更となる場合を除く。)

Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、合算額について毎年8月1日から翌年7月31日間で年額での上限を設け、負担を軽減します。

		国保+介護(70~74歳者がいる世帯)	国保+介護(70歳未満の者がいる世帯)
現役並み所得者		67万円	126万円
一般		62万円 [56万円] (*)	67万円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

※70~74歳の被保険者等にかかる一部負担金の軽減措置に伴う凍結(表中〔 〕で記載された額)。

Ⅳ 入院時食事療養費

「療養の給付」から切り離して、平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を窓口で支払います。

現役並み所得者及び一般			260円	(1食分)
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円	(")
		90日以降	160円	(")
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)			100円	(")

Ⅴ 入院時生活療養費

	食費(1食分)	居住費(1日分)	食費居住費(1日分)
現役並み所得者 及び一般	460円 (420円)※	320円	1,700円 (1,580円)
低所得者Ⅱ	210円		970円
低所得者Ⅰ	130円		710円
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	300円

Ⅵ 保険外併用療養費

保険医療機関等で、評価療養又は選定療養に要した費用の内、保険診療分に相当する部分を支給する。

Ⅶ 訪問看護療養費

在宅で寝たきりの状態である方が、主治医の指示により訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

Ⅷ 療養費

治療費などの現金支払や、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給。

Ⅸ 移送費 歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したとき。

(5) その他の保険給付

- I 出産育児一時金 子供1人出産につき一時金を支給 440,000円
産科医療補償制度対象の分娩 (上乗せ) 30,000円
 - II 葬 祭 費 組合員が死亡した場合 100,000円 家族が死亡した場合 50,000円
 - III 傷 病 手 当 金

1	級	1日6,000円×60日＝	360,000円
(組合員が入院 した場合 60日限度で支給)	2級～4級	1日5,000円×60日＝	300,000円
- ・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までを支給限度日数とする。同一疾病については5年毎に適用
- IV 出 産 手 当 金 女性の組合員(資格が1年以上)が出産した場合 (1児につき) 300,000円

(6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者(組合員・家族)の資格が1年以上あり、20歳以上の対象者 1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 オプション検診は、検診をうけようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。 石綿健診は(一次及び二次)全額補助。
2	乳幼児見舞金	<ul style="list-style-type: none"> 0歳～就学前の被保険者が入院した場合30日限度で支給する。 1日 3,000円 × 30日 = 90,000円を限度
3	医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる全世帯に6月、9月、12月、3月の年4回通知する。
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる被保険者に7月、10月、2月の年3回通知する。
5	広報の発行	<ul style="list-style-type: none"> 「国保だより」年2回、「国保のご案内」年1回配布する。
6	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> 1年間無受診だった家庭(者)を表彰する。
7	家庭医薬品の無償配布	<ul style="list-style-type: none"> 家庭医薬品等を全世帯に無償で配布する。
8	国保協議会負担金の補助	<ul style="list-style-type: none"> 上越・中越・下越の国保協議会に組合員1人320円(年)を活動費として交付する。
9	高度医療交通費補助	<ul style="list-style-type: none"> 高度医療に係る対象者の交通費補助として1月につき10,000円を補助
10	支部研修旅行補助	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合(支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催、1組合員1泊3,000円の補助金)
11	インフルエンザ予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> 13歳未満 1回につき2,100円限度(年2回まで) 13歳以上65歳未満 1回 2,100円限度 65歳以上 1回 1,050円限度
12	肺炎球菌ワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上 8,000円限度 65歳以上75歳未満 5,000円限度 65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,100円限度 0歳以上10歳未満 8,000円限度
13	子宮頸がんワクチン接種補助	<ul style="list-style-type: none"> 小学校6年生から中学3年生 1回につき5,000円限度(3回まで)
14	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 ◇特定健診 対象者の70%(24年度の実施率) 特定保健指導 動機付支援 対象者の45%(") 積極的支援 対象者の45%(") 健診及び指導料金の8割を補助
15	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 出産家庭に対し育児書の配布(月刊誌(年12冊)、育児全書(1冊))

人間ドックを受診された皆様へ(40歳以上の方)

23年4月から、健診後に高リスクの判定が出た方には、当日(または後日)受診した健診機関で特定保健指導を併せて行ないます。保健指導をご希望する場合は受診にご協力をお願いします。

なお、詳しいことは、「人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をご覧ください。

実施機関(例) (社)新潟県労働衛生医学協会 (財)健康医学予防協会 (財)上村病院

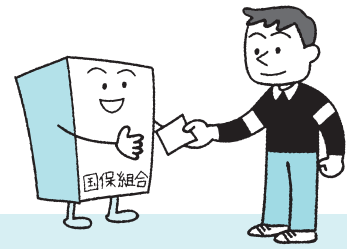
保健指導の費用

積極的支援	22,050円	本人負担	4,410円
動機付け支援	7,650円	本人負担	1,530円

24年度の特定健診受診券(ブルー)は該当者(来年3月までに、40歳以上の誕生日を迎える方)全員に4月中に送付します。

受診券は特定健診や、人間ドック(40歳以上)を受けるときは必ず必要。(大切に保管)

4月は異動の時期です 手続きはお早めに



家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険に入っていないことが要件です。

入る理由	届出に必要な書類
健康保険等をやめたとき	続柄が記載された住民票と前の保険の喪失証明等
子どもが生まれたとき	省略されていない子どもの住民票 出産育児一時金の申請書
結婚または同居	続柄が記載された住民票

家族が建築国保をやめるとき

組合員の世帯員でなくなったか、他の保険に入ったこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要な書類
健康保険等に入ったとき	入った健康保険証等の写し
亡くなったとき	住民票の抹消謄本又は死亡診断書の写し、火葬許可証の写しでも可
離婚または他の世帯に転出	組合員の世帯をはなれたことが記載された住民票の抹消謄本

保険証の記載内容が変わったとき

理由	届出に必要な書類
住所や氏名の変更	新住所の世帯全員の住民票
住居表示の変更	住居表示変更通知書か住民票
家族が遠方の学校(又は訓練校)に入ったとき	在学証明又は訓練校の在籍証明書
家族が遠方の訓練校に入ったとき	
保険証の紛失	警察に届出後、申請書にその旨を記入
保険証の破損・汚損	申請書に破損・汚損した保険証を付けて提出

学生(大学生、専門学校生、予備校生)在学証明書を年1回提出

70歳以上の方が加入する際に、 所得の証明が必要な理由

70歳以上の方は所得によって負担割合が異なるために所得の証明をいただいています。

法人事業所等のみなさまへ

法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」)は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入することになります。

ただし、健保適用除外承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入することができます。

なお、法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ加入することはできません。



以下の場合は建築国保への加入が認められます。

- ① 建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ② 既に健保適用除外承認を受けている事業所へ、あらたに入社した従業員。

※①②とも事実発生から5日以内に年金事務所の健保適用除外承認が必要です。

仕事中のケガや病気は労災保険で 治療を受けるのが原則です。

まだ労災特別加入をしていない方は、早急に加入して下さい。
(特別加入該当者…事業主・一人親方・家族従業員)

- ①労災保険は従業員を雇っている事業所は**すべて**加入しなければなりません。
- ②一人親方、事業主は**必ず特別加入**をしてください。



仕事中のケガや病気は、下記のとおり労災保険の方で手厚い給付を受けられます。

療養補償給付…仕事中のケガや病気で療養を要する場合

休業補償給付…仕事中のケガや病気で仕事を休み、給料がもらえない場合

障害補償年金…仕事中のケガや病気で療養を始めて、1年6カ月たっても治らなかった場合

死亡したとき

遺族補償給付…仕事中のケガや病気で死亡した場合

法令遵守(コンプライアンス)体制の整備

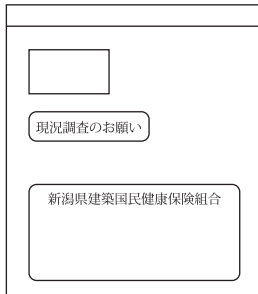
建築国保は、公的医療保険制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たすために、法令遵守担当理事(コンプライアンス担当理事)を設置すると共に、法令遵守体制の整備に関する基本方針と実践計画を策定しています。

法令遵守については、基本方針、実践計画、マニュアルを徹底するほか、コンプライアンス担当理事の指導のもと、役職員の研修を行う予定です。

◇ 役員、議員等の報酬について

組合を取り巻く厳しい状況などを踏まえ、理事長以下役員、議長、副議長、組合会議員の24年度の報酬について、22年度と比べ、一律50%の削減をお願いしました。

職種等の現況調査にご協力ください



(調査票送付封筒イメージ)

今年度も、8月の被保険者証等の更新の前に、組合員の方が現在も組合同規約等に規定する加入条件に合っているかどうかの確認を行います。

調査は5月下旬頃で、アンケート形式の簡易調査です。大変お手数ですが調査にご協力をお願いいたします。

延滞金の徴収について

保険料を納付期限までに納付しない組合員については、次の手続きにより保険料の延滞金を徴収することになりました。

- ① 国民健康保険料納付確認書の送付
- ② 督促状の送付 納期限を経過した者に対し督促状を送付。
- ③ 納付指導 各支部において、電話連絡等による納付の促進を図る。
- ④ 催告書の送付 督促状を送付しても保険料の納付が完了していない場合は、催告書を送付する。
- ⑤ 延滞金の加算 滞納期間に応じ延滞金を加算する。
- ⑥ 短期被保険者証等の交付 (支部の要請による)

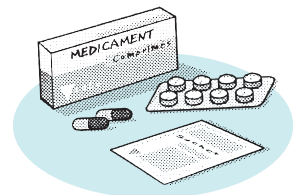
保険証等更新時に滞納している場合は、有効期限の短い(1、3ヶ月)保険証等を交付する。

規約22条(延滞金)抜粋

納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ、当該金額が2千円以上であるときは、当該金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6%(当該納期限の翌日から三月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金(当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。

ジェネリック医薬品差額通知を実施します

ジェネリック医薬品希望カードを引き続き配布すると共に、現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる金額の目安を、年3回お知らせします。



ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは……

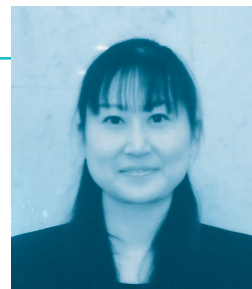
医師の診断によって処方される医療医薬品のうち、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後に、新薬とほぼ同じ有効成分・効能で、製造・販売される安価な医薬品です。また、製品によっては大きさ、味、においの改善、保存性の向上等、新薬より工夫されたものもあります。

新職員採用の お知らせ!

昨年度、職員を2名採用いたしました。
今後ともご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

■ 上 田 和 美

- 採用時期 平成23年11月
- 担当業務 保健事業
(乳幼児見舞金、予防接種補助、施設利用補助、
後発医薬品差額通知、健康づくり事業)
- 資格手続き } 上・中越地区担当
保険料賦課徴収 }



- 趣味・特技 編み物
- 好きな言葉 笑顔
- 一言 昨年11月に入社しました。国保事務の仕事は、内容も複雑で覚える事も多く大変ですが、現在担当している以外の仕事も早く覚えて、皆様からの問い合わせに対応できるように頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

■ 石 田 文 子

- 採用時期 平成23年12月
- 担当業務 保険給付(療養費、出産育児一時金、葬祭費)
保健事業(子育て支援、家庭医薬品、医療費通知)
- 資格手続き } 下越地区担当
保険料賦課徴収 }



- 趣味・特技 温泉めぐり
- 好きな言葉 桃李不言下自成蹊
- 一言 昨年12月より勤務させていただいております。私は現在新潟市で生活しておりますが、生まれ育ちは長岡市です。長岡の「いち井」のラーメンが好きです。花火も大好きです。まだまだ日々業務を勉強中ですが、宜しくお願い致します。